

第43回 摂津市都市計画審議会 議事録

1. 日 時 令和6年11月28日(木) 午後3時～5時

2. 場 所 摂津市役所 水道大会議室

3. 出席者 (委員)11名出席、3名欠席
(事務局)14名

建設部:永田部長

都市計画課:藤井課長、伊藤課長代理、榎本副参事、松野副主査、池上主事、木澤主事

水みどり課:杉山課長

生活環境部:西川理事 環境業務課:三浦課長 産業振興課:山下副理事兼参事

固定資産税課:中尾副理事兼課長 防災危機管理課:辻副理事兼課長

教育政策課:小西課長

4. 案 件 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更(摂津市決定)

北部大阪都市計画生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定

北部大阪都市計画ごみ焼却場の変更(摂津市決定)

北部大阪都市計画公園の変更(摂津市決定)

【司会(藤井課長)】

それでは時間が参りましたので、ただいまより第43回都市計画審議会を開催いたします。

開催にあたりまして市長から挨拶がございます。

【市 長】

皆さんこんにちは。

摂津市長の嶋野浩一郎でございます。本日は第43回の摂津市都市計画審議会を開催していただきましてありがとうございます。

私は、10月12日に市長に就任をいたしまして、今日が初めての都市計画審議会のみならず、審議会自体も初めて迎えることとなりました。これまでは委員として様々な意見を交わす立場にいましたが、これからは皆様方に諮問させていただいて答申を受けるということで非常に光栄に思っております。また皆様から様々な角度からご意見をいただきたいなと思っているところでございます。

都市計画審議会から少し離れますが、本日、J-COM ケーブルテレビの取材がございました。何かと言いますと、来年の年明け早々に、私から市民の皆様にメッセージを申し上げるというコーナーがございまして、その取材を本日受けてまいりました。その中で、令和7年の意気込みを、漢字一文字で表すというコーナーがございまして、先取りになってしまいますが、その話をさせていただきます。

私が選んだのは、摂津の摂という漢字の本字体です。手偏に耳三つの「攝」という字を選ばせていただきました。

これはどういう漢字かといいますと、耳三つですから、色々な多くの耳を持って、皆様方の声を聞いて、それを政務に生かしてしていく、という意味が本来の漢字の意味だそうです。そこから私は将来の声を、未来の声をしっかりと聞き、それを市政運営で形にしていくという思いを、その中で述べさせていただきました。これはま

さに、政治行政にとりまして、基本の基なのかなと思っているところでございます。本日はこのような形で都市計画審議会を開催いただき、その中で様々なご意見を出していただきながら、最終的に答申をいただくわけでございますが、そうやって、声をしっかりと聞かせいただきながら、市政運営に生かしていきたいと思っているところでございます。

我が国全体で見た場合に、ご存知の通り、どんどん少子化も進んできました。去年の合計特殊出生率が1.20まで落ちたということについては、大変衝撃を受けて報じられましたので、皆様方も様々な受け止め方があろうかと思いますが、おそらくこの令和6年度、その数字はさらに下がるのかなと思っているところでございまして、この少子高齢化という問題に対しましてもしっかりと向き合っていかなければなりません。

またご存知の通り、今年の夏の酷暑をはじめ、環境問題も深刻な状況にあり、これに連動して、例えば豪雨災害等、本当に災害は激甚と言われるような状況が続いているところでございます。

こういった状況でしっかりと対応していきながら、また摂津市におきましては、千里丘西地区の再開発もいよいよ始まってまいりますし、阪急の連続立体交差事業、あるいは鳥飼におきます河川防災ステーションの建設等々大型事業が目白押しという状況にあるわけでございます。

このような取り組みを通じて、市民の皆様方が、生活の質の向上を伴った持続可能な幸せ、ウェルビーイングを感じていただけるような取り組みをしっかりと進めていきたいと思っているところでございますので、引き続き、様々な場面で、皆様方から応援いただけるとありがたいなと思っているところでございます。

今日の都市計画審議会の内容でございますが、北部大阪都市計画生産緑地地区の変更、北部大阪都市計画生産緑地に係る特定生産緑地の指定、北部大阪都市計画ごみ焼却場の変更、北部大阪都市計画公園の変更の4点でございます。

ごみ焼却場の変更と公園の変更につきましては、現在摂津市内でも大きなテーマであります、鶴野地域の公共施設の再配置に関わる案件でございますので、久会長をはじめといたしまして、委員の皆様方には、ぜひ忌憚のないご意見をいただければと考えているところでございます。結びになりますけれども、本日は皆様方、お忙しい中お越しいただきまして、都市計画審議会を開催させていただくことができました。皆様方から日頃からいただいているご協力に心から感謝申し上げまして、簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。

【司会（藤井課長）】

ありがとうございました。市長はここで一旦退席されます。

まず、配布資料の確認からお願いいたします。

本日の次第、第43回摂津市都市計画審議会配席図、摂津市都市計画審議会委員名簿、北部大阪都市計画の変更について(付議)の写し、特定生産緑地の指定について(諮問)の写し、議案書、パワーポイント資料、以上の7つです。お揃いでしょうか。揃っていない方はお伝えいただきますようお願いいたします。

続きまして、先の4月より第1号委員および第3号委員の変更、先の11月の市議会の役員改選により第2号委員4名に変更がございましたので、新たに委員となった方をご紹介します。

第1号委員の関西大学商学部教授横山委員でございます。本日まだご到着されていない様子でございます。

続きまして、大阪大学大学院工学研究科附属フューチャーイノベーションセンター准教授 若本委員でござ

います。所要により本日欠席と確認させていただいております。

続きまして第2号委員の
野口委員でございます。
西谷委員でございます。
塚本委員でございます。
松本委員でございます。

第3号委員の摂津警察署長白井委員でございます。

大阪府 政策企画部 企画室 推進課 課長補佐 関本委員でございます。所要により本日欠席と確認させていただいております。

よろしくお願いいたします。

本日の審議会は、事前に聞いておりました3名の欠席と、現在1名ご不在ではございますけれども、摂津市都市計画審議会条例第6条第2項に定められております、2分の1以上の委員の出席をいただいておりますので、本日の審議会は成立いたします。

早速ではございますが、久会長に議長をお願いいたします。久会長よろしくお願いいたします。

【会 長】

それではこれから私の方で進行させていただきます。

ただいまより第43回摂津市都市計画審議会を開催させていただきます。

本日は、先ほど市長の方からございましたように付議案件3件、諮問案件1件でございます。

ではまずは、議案番号97北部大阪都市計画生産緑地地区の変更につきましてご説明よろしく願いいたします。

【事務局（伊藤課長代理）】

議案番号97北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（摂津市決定）につきましてご説明させていただきます。

まず初めに生産緑地地区の概要についてご説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。

生産緑地地区は生産緑地法第3条第1項に規定する農地等について、都市計画に定めるもので、本市では平成4年に125地区、20.6ヘクタールを生産緑地として指定いたしました。その後区域の変更や廃止、新たな指定などに伴う都市計画変更を行っており、現在は100地区14.53ヘクタールとなっております。

なお、生産緑地地区の区域の規模に関する条件は、同法第3条第1項第2号に500平方メートル以上と規定されておりますが、本市では平成29年の法改正を受けまして、平成30年12月に制定した条例において、300平方メートル以上の規模の区域であると定めております。

続きまして議案の説明に入ります。

議案書1ページをご覧ください。

なお、こちらのスクリーンにも議案書の内容と同じものを掲載しております。議案番号97 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（摂津市決定）についてご説明いたします。こちらは変更後の計画案をお示ししてお

ります。今回の変更は、鶴野2丁目地内にある面積約0.04haのⅠ地区を追加するものです。変更後の生産緑地地区は、ⅠⅠ地区、面積は約14.57ヘクタールとなります。

続きまして、議案書2ページをご覧ください。

今回の変更理由ですが、生産緑地法第3条第1項の規定に基づく生産緑地地区の指定に伴い、議案書Ⅰページの案のとおり変更しようとするものでございます。

続きまして、議案書3ページをご覧ください。

こちらは、現在の生産緑地地区の位置および今回追加指定する生産緑地地区の位置をお示ししております。

続きまして、議案書4ページをご覧ください。

こちらは、今回指定する生産緑地地区の詳しい位置をお示しております。

続きまして、議案書5ページをご覧ください。

こちらは生産緑地地区の地区数、面積の新旧対照表となります。今回追加する生産緑地はⅠ地区。面積0.04ヘクタールで、区域変更及び廃止の生産緑地地区はありません。追加後の生産緑地地区数はⅠⅠ地区、面積は約14.57ヘクタールとなります。

次に、変更内容の詳細についてご説明させていただきます。

農地所有者より、指定の申し出があった農地につきましては、面積が一回で300平方メートル以上であることの確認、営農状況や営農環境、設置されている建物等についての現地調査、農業委員会への意見聴取等により、生産緑地地区に該当することを確認いたしております。

今回追加する生産緑地地区の状況をご説明いたします。

当該地はこちらの現況写真にお示しのとおり、畑として営農されております。

最後に、本議案の都市計画案の縦覧の概要についてご報告いたします。

縦覧場所は、摂津市役所新館5階建設部都市計画課にて行いました。なお、市HPにも案を掲載いたしました。縦覧及び意見書の提出期間は、令和6年10月18日から31日までの2週間であり、縦覧者数は0名、意見書の提出はございませんでした。

議案番号97「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（摂津市）」につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

【会 長】

それでは説明が終わりましたが、この説明内容について何かご質問ご意見ございますか。

【委 員】

申請者の方は、以前から農業委員しておられる方でしたので、問題ないと思います。

【会 長】

他いかがでしょう。

【委 員】

基本的なことをお尋ねします。

次の議案に指定ということで、その度に審議会の意見も求めるということを説明されていますけども、今回は変更ということになっていますが、この変更と指定の違いや関係性を教えていただければと思います。

【事務局（伊藤課長代理）】

委員ご指摘のありました議案番号98の指定というのは、特定生産緑地と呼ばれるものでございまして、生産緑地が当初指定から30年経過したものについて、税制優遇の措置や農業の義務というところを10年間延長するものになっております。今ご説明させていただきました議案番号97は、生産緑地の指定ということで特定生産緑地ではなく、最初の30年間の営農義務や税制優遇を受けるための指定ということになっており、それに関しましては都市計画の変更の手続きになりますので、今回の呼び名は生産緑地地区の変更ということになります。

特定生産緑地は都市計画の変更ではございませんので、行政手続き上の指定という言い方をして区分しております。

【会 長】

まずは、議案番号97と議案番号98のタイトルを詳細に見ていただければわかると思います。議案番号97は、生産緑地地区の変更になっておりまして、98は生産緑地地区に係る特定生産緑地の指定ということになっておりまして、今諮っておりますのは生産緑地地区全体をどうするかということでございまして、その地区に指定をして、面積が増えますという変更を、今、都市計画法上でお諮りをしていますので、これを我々が今から審議をしていくということになります。

98の方は、先ほどご説明いただいたように、この生産緑地には、30年経過すると、どの段階でも買取り申出ができるということになりますので、もう少し延ばしたいという国土交通省の思いもあり、一つ一つの地区ごとに特定生産緑地を指定していく、指定された場合は生産緑地地区の様々なメリットが10年継続して使えるようになるということでございまして、これは一つ一つの、今まで生産緑地であったところを、特定生産緑地に指定をしていくという手続きで、これは生産緑地法に伴う手続きですので、一旦もう既に生産緑地として、この都市計画審議会で都市計画に基づいて指定が終わっていますので、その次のステップとして、生産緑地法によって、特定生産緑地として指定をしていくということで、また後ほどお諮りをしますけれども、ここは都市計画法に基づくものではございませんので、意見をこの審議会に聞く、というように2段階になっているということでございます。よろしいでしょうか。

【委 員】

基本的な質問で申し訳ないのですが、平成4年に生産緑地に指定されて30年経ちました。当時からとりあえず生産緑地として指定を受けた緑地が、今回30年経った後、10年の期限付きで継続しようということは、追加で扱うと。

新たに今の現行法の後10年を条件とする新たな農地として指定する場合は、特定がつくわけですね。そういう理解でよろしいですか。

【事務局（伊藤課長代理）】

はい。

【委員】

今回、継続だから追加ということによろしいですか。

【事務局（伊藤課長代理）】

今ご説明した議案というのは、元々生産緑地でも何でもないただの農地でございます。ですので、新たな30年の営農義務のある生産緑地として指定するものです。

【会長】

説明のスライドの写しがあると思うのですが、2ページで、最初のご説明の中で、元々都市計画法上は500㎡以上ないと生産緑地に申請できなかったのですが、これを300㎡まで条例で下げました。

それに基づいて、今回の場合400㎡ですので、今までは生産緑地になれなかったのですが、なれるようになったので、生産緑地にしてくださいということで今回上がってきているというご理解をいただければと思います。

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

いつもは減る一方ですけれども、今回は増えるということで、喜ばしい方向で皆さんにお示しをしております。

それでは採決の方に移りたいと思います。議案番号97大阪都市計画生産緑地の変更につきまして同意することで異議ございませんでしょうか。

【委員】

異議なし。

【会長】

ありがとうございます。

それでは異議なしということでございますので、この案件承認をさせていただきます。

では続きまして、先ほどもございましたけど、議案番号98北部大阪都市計画生産緑地地区に係る特定生産緑地の指定につきまして説明いただければと思います。

【事務局（伊藤課長代理）】

それでは、議案番号98「北部大阪都市計画生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定」につきましてご説明させていただきます。

はじめに、特定生産緑地の概要について簡単にご説明をさせていただきます。

特定生産緑地は、生産緑地法第10条の第2第1項の規定により、生産緑地地区指定から30年が経過する日いわゆる申出基準日が近く到来することとなる生産緑地地区から指定するものでございます。また、同法同条第2項の規定により、その指定は申出基準日までに行うものとし、指定の期限は10年、第3項の規定により、指定にあたっては農地等利害関係人の同意を得るとともに、都市計画審議会のご意見をお聞きするものとなっております。

なお、本市では、現在、200筆 約128,300㎡を指定しております。

次に、特定生産緑地の税制と制限について、説明させていただきます。

生産緑地地区につきましては、税制特例措置がございまして、相続税は納税猶予が適用でき、固定資産税は農地課税となります。その一方、農地としての維持が義務となり、生産緑地地区をやめるための手続きである買取申出は30年間自由にできなくなり、農地以外の利用には厳しい制限がかかります。

特定生産緑地につきましても税制と制限は生産緑地地区と内容は同じですが、買取申出が自由にできない期間は10年間となります。

指定後30年が経過した生産緑地地区、つまり特定生産緑地に指定しなかった生産緑地は相続税や固定資産税の特例がなくなる一方で、農地としての維持が義務ではありますが、買取申出が自由に行え、行為制限の解除後は農地転用が可能となります。

続きまして今回の議案の説明に入ります。議案書6ページをご覧ください。

今回、特定生産緑地に指定する生産緑地地区は、千里丘東5丁目地内にある、地積588㎡の1地区です。なお、当地区は平成7年12月22日に、生産緑地地区に指定されており、申出基準日は令和7年12月22日となります。なお、本審議会後に所有者等の意向の変更があった場合、その意向を踏まえ、当該生産緑地のうち、一部または全部を指定しないことがあります。

続きまして議案書7ページをご覧ください。

こちらは、現在の特定生産緑地および今回特定生産緑地に指定する箇所をそれぞれお示ししております。

続きまして議案書8ページをご覧ください。

こちらは、今回指定する特定生産緑地の詳しい位置をお示ししております。

続きまして今回、特定生産緑地に指定する生産緑地の状況についてご説明いたします。

当該地は、こちらの現況写真にお示しのとおり、畑として営農されております。

最後に今後の予定につきましてご説明させていただきます。

本都市計画審議会以降、謄本等により農地等利害関係人の変更の有無を確認し、申出基準日までに特定生産緑地の指定告示をするとともに、その旨を当該特定生産緑地に係る農地等利害関係人に通知いたします。

議案番号98 北部大阪都市計画生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定の説明につきましては以上でございます。

よろしくお願いいたします。

【会長】

以前から委員になられていた方には何度かお話したことがあるかと思いますが、本来生産緑地の制度というのは、いわゆる市街化区域内の農地に指定をするということになっておりまして、その名前の通り市街化区域ですので、市街化をしないといけない、すべき区域を指定しているのですが、その中に農地があるということで、できるだけ早く宅地化をし、市街化をしてほしいという位置づけであったのですが、最近は社会情勢が大きく変わりまして、人口が減ってくる、これ以上の開発が必要ないということになったときに、今までは、本来は市街化してほしいという農地だったのが、積極的に残す農地に変わりましたので、そういう大きな変化がある中で、この特定生産緑地という新しい制度が生まれてきたということでございます。

30年経過をする前に申請をして、特定生産緑地に指定をしないと、30年が経ってしまうと特定生産緑地に指定ができなくなりますので、そういうところで先ほど申出基準日というのがありましたけれども、それ以

前に皆様に諮問させていただいているということでございます。

何かご質問ご意見はございますでしょうか。

【委員】

生産緑地と特定生産緑地の違いはわかりましたけれども、二つの緑地の今の状況について、教えていただきたいと思います。資料を見ますと、生産緑地、30年経っていないところについては100地区を14.53ヘクタールという数字があります。

先ほど説明があったように特定生産緑地はそのうちの30年経って、特定としていたのが200筆12.83ヘクタールという数字ありますけれども、生産緑地全体の状況と、数年前からご近所見ますと、この30年問題があって、農地の宅地化や農地転用の状態がよく見られますが、この数年間の農地として継続できてない数的な問題も含めて現状の説明と合わせてお願いできませんか。

【事務局（伊藤課長代理）】

まず一つ目の特定生産緑地と非特定生産緑地の内訳でございますが、先ほどの議案番号97の新たな指定をするものと、今回の議案番号98の特定生産緑地を指定した後の前提での面積でございますけれども、特定生産緑地が203筆、面積としましては、128,900㎡、12.89ヘクタールでございます。

特定生産緑地ではない生産緑地は、先ほどの議案97の追加含めまして27筆、約16,800㎡、1.68ヘクタールでございます。合計しますと、議案番号97で全体を示しました14.57ヘクタールになります。約9割近くは特定生産緑地になっているというような状況でございます。

2点目でございますけれども、議案番号97で説明しました平成30年から新たな追加ができるということになっておりますので、そこからの推移としましては、平成30年第30回都市計画審議会では101地区でございますけれども、30年の条例改正を受けまして、次の第31回で9地区追加されて110地区まで伸びたところでございます。

ただそれ以降追加、廃止ございまして、結果的に、現在、先ほど示しました101地区となっておりますので、追加がこの近年でいうと10数地区ありましたけれども、それとほぼ同様の廃止がありますので、均衡している状況になっております。これから農業の担い手問題など様々あると思いますので、我々から積極的に農地の維持というのは難しいと考えているところでございます。

【委員】

状況は若干ではありますが、全体として減少しているという中で、そういう市街化区域での農地の継続について、法的な面も含めて、継続してやっていただきたいという意味での応援をするような制度というのがあるのか、ご紹介いただければと思います。

【事務局（伊藤課長代理）】

これが応援になるかわかりませんが、生産緑地にすることによって税制がかなり優遇されるところもありますので、一つはまず生産緑地に指定するというのが農業従事者へのサポートにはなっていくのではないかと考えています。かかるコストを抑える、というのが一つの維持継続のために非常に重要な制度であると我々としては認識しております。

【会長】

ちなみに都市農業振興基本法というのもできております。

残せとばかり言っても、先ほどもご説明の中にもありましたが、農業として成り立たないといけませんので、そういう意味では農業振興の法律も一緒にできております。それがどれだけ効果があるのかというのは、なかなか悩ましい問題ではございますけれど、国の方もそういう形で都市農業という言い方を最近はしておりますので、積極的に農業を続けられるような形で頑張っていたいただければと思います。

ちなみに90%というのは、全国的にも良い方だと私は認識しております。全国的には大体8割強ぐらいが特定生産緑地に指定されていますので、9割というのは摂津市内の農家の方々は、かなり積極的に指定をしていただいていると認識しております。

【委員】

2点質問させていただきたいのですが、1点目が、指定後30年経過した生産緑地について、固定資産税に関する問題で、5年かけて宅地並みとなりますけども、これが5年かけて宅地ではなくて、空き地であった場合、空き地が一番固定資産税高くなると思うのですが、そういう認識でよろしいのでしょうか。

相続問題が解決せずに5年かけて空き地になったという場合には、どのような判断をして、固定資産税をかけていくのかというのが1点。

それから先ほど会長の方からもありましたけど、都市型の生産緑地は防災協力農地として積極的に願いますべきところかなと思うのですが、その考え方についてお示しいただければと思います。

【事務局（中尾副理事兼課長）】

固定資産税に関しまして、ご質問にお答えします。

委員のおっしゃる通り、5年かけて段階的に、激変緩和ということと課税がされていくのですけども、当然、登記事項、地目の関係を見せていただきながら、また現況を確認しての課税となるので、宅地なのか、雑種地なのか見極めをさせていただいております。

【事務局（山下副理事兼参事）】

防災協力農地の今後の拡充につきましては、摂津市の広報ですとかホームページに定期的に掲載し、防災危機管理課に協力してもらい進めているところでございます。

【会長】

恐らくいくつかの観点で防災機能を発揮するのではと思うのですが、田畑そのものがいわゆる水を溜める、あるいは地下浸透できますので、そういう意味では洪水防御の機能を既に田畑であった状態のときにあるわけですね。さらに、それをまず足がかりとして、保有空地的な利用をするというような観点もあろうかと思しますので、そこは様々な面で防災に役立つということでございますので、またご検討いただければと思います。

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ご質問等は様々ないただきましたけれども、この特定生産緑地の指定に関しましての直接のご意見ご質問はなかったように思います。

それでは議案番号98北部大阪都市計画生産緑地地区に係る特定生産緑地の指定につきまして、意見なしということで答申するということによろしいでしょうか。

【委員】

異議なし。

【会長】

それでは意見なしとさせていただきます。

続きまして議案番号99北部大阪都市計画ごみ焼却場の変更、そして、議案番号100北部大阪都市計画公園の変更は関連しておりますので、一括して事務局から説明をお願いしたいと思います。

【事務局（伊藤課長代理）】

それでは、議案番号99北部大阪都市計画ごみ焼却場の変更（摂津市決定）

および、議案番号100北部大阪都市計画公園の変更（摂津市決定）につきまして、関連する案件でありますので一括してご説明させていただきます。

議案書に入る前に、鶴野地域における公共施設再編案の概略につきまして、ご説明させていただきます。本案につきましては、環境センター解体後の跡地に安威川氾濫時でも浸水しない高さまで盛土を行うこと。その上に、鶴野第2公園を移設する形で新たな高台公園を整備すること、加えて、鶴野第2公園跡地に、給食センターを設置することが主な内容でございます。

次に各施設に関するスケジュールでございます。

環境センターにつきましては、解体に先立ちまして、令和5年度から本年度にかけて、廃炉作業の一環として表層土壌調査等を実施し、その結果を受けて、深さ最大10mまでの土壌深度調査を実施いたします。令和7年度は解体計画の策定、令和8～9年度の2か年で解体工事を実施していく予定でございます。

新たな高台公園につきましては、環境センター解体後の公園整備工事となりますので、令和8年度までは地元住民等からの意見聴取や基本構想の策定、令和9年度は実施設計、令和10～11年度に盛土も含めた整備工事の実施、令和12年度の供用開始を予定しております。

給食センターにつきましては、本年度内に実施設計を含めた設計業務が完了し、令和7年度に着工、令和8年度後半に給食の提供開始を予定しております。

それでは議案書の説明に入らせていただきます。

まず始めに議案書9ページをご覧ください。

議案番号99についてはごみ焼却場の廃止、議案番号100については、公園の追加および廃止をするものです。

続きまして議案書10ページをご覧ください。

今回の議案に関する、ごみ焼却場および公園の位置をそれぞれお示ししております。

続きまして議案書11ページをご覧ください。

議案番号99北部大阪都市計画ごみ焼却場の変更（摂津市決定）について、ご説明させていただきます。今回の変更理由は、摂津ごみ焼却場は市内全域のごみ焼却を担う施設として、これまで稼働を続けてきた。しかし、将来の人口減少や施設の老朽化を踏まえ、ごみの長期安定処理を確保する観点から茨木市と協議

を続け、両市合意のもと、茨木市環境衛生センターで広域ごみ処理を行うこととなった。そのため、本市の一般廃棄物は茨木市環境衛生センターに搬入し、処理することとなった。よって、摂津ごみ焼却場では、ごみ焼却を行わなくなったことから、これを廃止するものである。としております。

続きまして議案書12ページをご覧ください。

こちらは、新旧対照表として、廃止するごみ焼却場の計画決定の内容をお示ししております。廃止するごみ焼却場の面積は約1.58haでございます。

続きまして議案書13ページをご覧ください。

こちらは、ごみ焼却場の詳細な位置をお示ししております。以上で議案番号99北部大阪都市計画ごみ焼却場の変更（摂津市決定）のご説明とさせていただきます。

続きまして、議案番号100北部大阪都市計画公園の変更（摂津市決定）についてご説明させていただきます。

議案書14ページをご覧ください。

変更の内容ですが、まず、1.都市計画公園に3・3・224-6号、鶴野中央公園を追加いたします。同公園の種別は近隣公園、面積は約1.5haであり、備考にお示ししている施設の配置を計画しております。次に、2.都市計画公園中2・2・224-9号、鶴野第2公園を廃止いたします。

続きまして、議案書15ページをご覧ください。

今回の公園の変更の理由ですが、鶴野地域において、摂津ごみ焼却場の廃止後の跡地活用として、公園の魅力向上や災害時の一時避難場所を確保するため、高台公園を整備する方針が決定したことから、3・3・224-6号鶴野中央公園を追加するとともに、同地域の公園機能の代替が可能となることから、2・2・224-9号鶴野第2公園を廃止するものである。としております。

続きまして、議案書16ページをご覧ください。

追加する鶴野中央公園および廃止する鶴野第2公園の詳細な位置をお示ししております。

続きまして、議案書17ページをご覧ください。

こちらは、新旧対照表として、廃止する鶴野第2公園の計画決定の内容をお示ししております。廃止する鶴野第2公園の面積は約0.40haでございます。

続きまして8月14日に実施いたしました、公聴会における公述人3名の方の意見とそれに対する市の考え方をご報告いたします。なお、意見及び市の考え方の全文は長文でございますので、要旨をご報告いたします。

まず公述人1の方ですが、議案書18ページから21ページをご覧ください。

1つめの意見として、給食センターの建設に反対している、というものです。

こちらに対し、市の考え方としては、子育て支援の観点からも学校給食の重要性が増してきており、中学校給食の全員喫食の実施に向け、早期に給食センターを設置したいと考えており、令和6年4月に「摂津市学校給食センターに係る基本構想・基本計画」を策定し、こちらに基づき事業を進めている。中学校給食の早期実現を求めるとご意見もある。保護者を対象にしたアンケート調査でも9割近くの方が中学校給食の全員喫食について早々に実施して欲しいという結果。これを受け、市として早期実現を目指す。としております。

2つめの意見として、何回かセッションはあったが、今までの説明を繰り返しているだけで、全然話合いになっていない、道を挟んだすぐ目の前に住民がいることは、全く無視されて、事を進められているように感じてい

る、法律的に問題がなければ、全無視、人権無視して進めていいのか、絶対建てるなどまでは言わないが、物には順序があると思う、というものです。

こちらに対し、市の考え方としては、住民の皆様には、令和5年の3月に2回、6月に2回、令和6年の3月に1回、鶴野地域における公共施設再編に関して説明会を実施している。また、令和5年の9月に1回、令和6年の6月に1回、近隣の住民を対象とした懇談会を実施している。としております。

公述人1の方の意見は以上です。

続いて、公述人2の方ですが、議案書22ページから23ページをご覧ください。

1つめの意見として、令和6年7月12日に説明会があった。その時は地盤調査中であった。地盤調査中に第2公園廃止が決定されることに、納得がいかない、というものです。

こちらに対し、市の考え方としては、鶴野第2公園の地盤調査は、建築物に係る支持層等に関するものであり、今回の都市計画案を決定するための調査ではない。としております。

2つめの意見として、話し合いの場を設けられていたが、まだ話は途中で、納得していない状態。その中で、公園廃止が決定されるということが、納得いかない。というものです。

こちらに対し、市の考え方としては、鶴野第2公園の廃止は、本市が検討している都市計画案の説明をした段階であり、今後、都市計画審議会において都市計画の案が承認されれば、決定する。としております。

公述人2の方の意見は以上です。

最後に公述人3の方の意見ですが、議案書24ページから28ページをご覧ください。

1つめの意見として、ダイオキシン類など猛毒な有害化学物質を地中に残したまま土地を返してほしいとは誰も思っていない。何も良いことがない。将来、健康被害が明らかになった場合、救済援助をして欲しい、というものです。

こちらに対し、市の考え方としては、環境センター跡地の鶴野中央公園の整備にあたっては、国や府の定める土壤汚染対策法令及びガイドラインに従い、汚染物質と人との接触を遮断する形で土壤汚染対策を実施してまいりますので、健康被害はないと考えている。

仮に、土壤汚染物質の封じ込めに係る工事の瑕疵等により、土壤汚染物質が漏出し、公園利用者の健康を害する事案が発生した場合は、摂津市が責任を負うことになると考えている。としております。

2つめの意見として、ダイオキシン類などの有害化学物質を地中に残したまま公園をつくるにあたり、それらの有害物質が漏れ出さないか、長期にわたってモニタリング調査をして欲しい、また、鶴野エリアの住民への説明会を開いて、具体的にどのような土壤水質汚染調査、長期監視をしていくのか、逐一、調査結果の説明をして欲しい、というものです。

こちらに対し、市の考え方としては、ダイオキシン類のモニタリングについては、公園の利用者の不安の解消につながるよう、今後検討していきたい。土壤汚染調査結果については、調査完了後に周辺住民の皆さんへお知らせする予定である、としております。

なお、周辺住民の皆さんへお知らせする住民説明会は、令和6年11月23日に開催しております。

3つめの意見として、鶴野第2公園の公園閉鎖の反対にもかかわらず、その地に給食センターを建設するならば、次の速やかな実現を要求する、というものです。

要求内容ですが、まず、鶴野内に直火、バーベキューが炊けるかまどや水場を設置、それが叶わないなら、鶴野第1公園を、広場、かまど、遊具、緑地、丘がある、今の第2公園のようにして欲しい。第2公園と同様、物置小屋を設置して欲しい。

という要求に対し、市の考えとしては、かまどや水場といったキャンプ場施設については、令和6年度中に平和公園へ整備し、あわせて物置も設置する。鶴野第1公園は現状の施設を適切に維持管理していく。としております。

次に、青少年運動広場を、地域の青少年育成団体、子供会、ボーイスカウトなどに無料で使用させて欲しい。球技が出来る広場を確保して欲しい。青少年広場のトイレを外部の人でも利用できるように開放して欲しい。という要求に対し、市の考えとしては、青少年運動広場の開放は現在検討中。青少年運動広場のトイレはどなたでもご利用いただける。としております。

最後に、ふれあいづつみ、緑道から第2公園を通り抜けできる道を確保して欲しい。という要求に対し、市の考えとしては、給食センターの整備にあわせて、南北に通り抜けることができる通路を検討している。としております。

公述人3の方の意見は以上です。

最後に、本議案の都市計画案の縦覧における意見と市の考え方についてご報告いたします。議案書29ページから30ページをご覧ください。

なお、縦覧の意見及び市の考え方の全文は長文でございますので、要旨をご報告いたします。まず、縦覧の概要についてご報告いたします。縦覧場所は、摂津市環境センター1階生活環境部環境業務課及び摂津市役所新館5階建設部水みどり課にて行いました。なお、市HPにも案を掲載いたしました。

縦覧及び意見書の提出期間は、令和6年10月4日から18日までの2週間であり、縦覧者数は0名、意見書は1通提出されております。

続いて、縦覧の意見と市の考え方の要旨をご報告いたします。

意見としては、環境センターの土壤汚染調査の結果が報告され、敷地内の大半で国の定める基準値をはるかに上回る有害化学物質が検出され、人体に影響があると言わざるを得ない。そのような場所に、高台公園を新しく作るという理由で、鶴野第2公園を先に廃止・閉鎖し移転させるのは、変更理由「同地域の公園機能の代替えが可能」にはならない。そこで、次の通り考え要望する。

1. 児童公園は、子どもたちの健やかな成長に寄与し、なくてはならないもの。高台公園ができる前に鶴野第2公園を先に閉鎖すべきではない。
2. 公園がなくなるなら、代替え施設は今までと同様に近隣・周辺のなかにないと青少年育成のこども会野外活動ができなくなる。また、用途・機能の分散は公園の意義や目的とは相いれない。
3. 大気に放出・飛散された有害化学物質が沈殿・蓄積し、建物の外だけでも基準値を大幅に上回っている。これから解体する焼却炉とゴミピット建物の粉塵もおそらく人体に非常に有害であると考え。廃止に向けた工事においては、騒音・粉塵による工事現場内外の健康被害防止について周辺地域への対策の徹底を求める。
4. 民生常任委員協議会で行われた「環境センター土壤汚染調査の結果報告」と同じ説明会を直ちに住民に公開することを求める。というものです。

この意見に対する市の考えとしましては、鶴野地域の公共施設再編において、環境センター跡地の活用として新たな高台公園である鶴野中央公園を整備する。あわせて、鶴野第2公園を廃止し、跡地の活用として給食センターを建設する。

給食センターの建設については、中学校給食の早期実現を求めるといふ意見が多くあり、本市としましては、給食センター建設は早期実現を目指すところであり、令和7年度に建設に着手する予定であることから、鶴野中央公園の整備に先行して鶴野第2公園を廃止する計画としている。

鶴野第2公園の廃止から鶴野中央公園の整備完了までの代替施設としては、鶴野第2公園にあるキャンプ場施設を令和6年度中に平和公園へ整備する。また、青少年運動広場の開放についても現在検討中である。

鶴野中央公園の整備に先立ち、環境センター敷地において土壌汚染が確認されたことから、土壌汚染対策を実施する。

具体的な対策としては土壌汚染区画の未舗装区画の舗装を行い、既存舗装区画については、そのまま舗装を活用し、封じ込め措置を実施する予定である。その後公園整備の際に既存の堤防の高さまで盛土を行う。その結果、舗装と盛土という汚染土壌を二重で封じ込める対策を行うことになる。

環境センターの解体工事については、騒音・粉塵等の対策について周辺住民の皆様へ可能な限り配慮する予定である。具体的な工事の方法等については、決まり次第、市民の皆様へお知らせする。

なお、環境センター土壌汚染調査結果の説明会については、令和6年11月23日に開催している。としております。

以上で、縦覧の意見と市の考え方のご報告といたします。

これをもちまして、議案番号99「北部大阪都市計画ごみ焼却場の変更（摂津市決定）」、議案番号100「北部大阪都市計画公園の変更（摂津市決定）」についてのご説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

【会 長】

この案件様々な問題が絡んでおりますけれども、我々が本来、審議をしないといけないのは議案書の9ページに整理をしていただいておりますけれども、議案番号99は、ごみ焼却場を廃止するか否か、議案番号100は、鶴野中央公園を新たに設置し、その代わり鶴野第2公園を廃止する変更ですね。本来の我々の議論はここでございます。様々な事柄が絡んでおりますので、ここにとらわれずにご質問ご意見を賜っても構いませんが、最終的にはこの二つのところで採決を取らせていただければと思います。

何かご質問ご意見はございますでしょうか。

【委 員】

住民の方からのご意見に対して確認があります。3番目の公述人の方のご意見の中で、いくつか問題があったかと思うのですが、例えばダイオキシンの問題について、私自身も、11月23日の説明会に行きましたので、他市でもごみ処理場が公園化したという事例がたくさんあり、そこについては豊中や伊丹の公園化されているところなど、身近なところでたくさん事例がありましたので、それを先進市のやり方に倣って最新の技術で対応しますというような説明だったと思うのですが、やはりこれまでお住まいになっていた方からのトイレの問題であるとか、バーベキュー等の機能としては、平和公園に移って市内全域の考え方としては問題ないかと思うのですが、実際住んでいる人や第2公園を活用していた人の観点から言うと、子供会活動でそこまで移動するのは現実的ではないというあたりは私も共感できる部分があります。

要望として第1公園の改良というところが出ていたかと思うのですが、第1公園はこの問題が出てから、実際に行っています。非常にベンチがボロボロのものがたくさんありまして、それをかまどベンチに替えるとか、もうちょっと子供が本当に足を踏み入れやすいような形にしていくべきだと思います。スケジュール見ていただいても、実際に環境センターを高台公園にするまでに、5年ないし6年ぐらいかかるスケジュール感がありますので、空白期間で0歳の子が小学校に行くまでと考えるとかなりの期間を要するので、もう少し身近なところ、やはり第1公園がもう少し子供が遊べるような、あるいは、かまどベンチに替えて、本当のバーベキュー施設と比較すると、機能としてはイコールにはならないとしても、そこでかまどベンチの使い方を年1回地域の人ですするというのも防災意識を高めることに繋がると思いますし、完全な要求をのむのではなくても、折衷案じゃないですけど、そういったことに着手する予定があるのかどうかといったところをお聞きしたいと思います。

ちなみに11月17日に、私自身、千里丘公民館の横の防災広場で、かまどベンチを活用して焚火をしました。あの辺に行ったことのない人はわからないかもしれませんが、住宅地の中にポンとある広場ですが、特に苦情もなかったのも、第1公園にかまどベンチを設置することは問題ないと思いますが、そのあたりご意見をお聞かせいただきたいと思います。

【事務局(杉山課長)】

公園の整備についてですけれども、委員のお示しの通りかまどベンチというような提案は今初めて聞きましたので、今後それをどうするかというのは検討の余地はあるところだと思っております。基本的には、おっしゃられるように5年間空きが出てしまうというところで、必要な代替機能をできる限りやろう、ということで今回は平和公園にキャンプ施設を移設するということと、広場部分の代替として青少年広場の解放を検討しております。それと合わせて、我々公園を担当しておりますので、鶴野地域にあります鶴野第1公園も含めまして、その他のちびっこ広場も複数ございますので、その部分に関しましては、市の考え方でも示しています通り適切に維持管理していくというところで、先ほどベンチがすごく痛んでいるというお話もございましたけれども、地域にあります公園は一通りまた点検を行い、不具合があれば修繕をしていくという考えでございます。

【会 長】

今の委員のご指摘はかなりベンチが老朽化しているので、やりかえる機会になるでしょうと。単にベンチを新設するのではなくて、そこでかまどベンチにしておくことによって、この要求されている方々のご意見も取り入れられるのではないのでしょうか、というご意見だと賜りましたので、これは次のステップの話かもしれませんが、ご検討いただいて、できるだけご意見賜っている方のご要望も合わせながら、既設の公園のリニューアルも含めて、ご検討いただければと思います。

他にありますでしょうか。

【委 員】

廃止になるのは鶴野第2公園ということで、こちらの公園がどの程度活用されているのか。

また利用実績等の利用状況がわかるようなデータがありましたら教えていただけますでしょうか。

【会 長】

きちんとしたデータがないとすれば肌感覚でも結構かと思えます。

【事務局（杉山課長）】

10月の平日と土日にそれぞれ実態調査を行いました。日常的に利用されている方の数で申しますと、10名程度しか利用されてなかったというのが実態としてあります。

それとは別で、第2公園の場合は、キャンプ場施設が現在あるというところで、別で申請をされてご利用いただいておりますし、近くの保育園が運動会の練習とかで利用されるというケースはありますけれども、日常的に公園で遊んでいたたりとか散歩されたりという状況は、大体10名程度であったという結果でございます。

【会 長】

キャンプ場として申請されるのは年間どれぐらいの件数出てきているのですか。

【事務局（杉山課長）】

大体月1回か2回ぐらいで、年に10数件程度だったと思います。

【会 長】

他いかがでしょうか。

【委 員】

私からの質問は、環境センター跡地の汚染土壌対策の件です。舗装と盛土という二重で封じ込める対策を行うというように書かれておりますが、こちらが最先端のやり方という理解でよろしいのでしょうか。他に代替案がいくつかある中で検討してこれに決まったということでしょうか。また、経年変化等にもとまって、10年後、20年後、30年後、40年後、50年後という、その月日が経ったときにも耐えうるものなのかどうかということをお教えいただきたいです。

【事務局（三浦課長）】

環境センターの土壌汚染対策についてですが、様々な方法があるというのは土壌汚染対策法令の中で示されております。その中で、基本的な考え方といたしましては、土壌汚染による健康リスクというのは、汚染土壌の摂取量と、その有害性を掛け合わせたもので表されます。摂取量もしくは有害性のどちらかをゼロにすれば、健康リスクはなくなるという考え方になります。

そのため、方法といたしましては掘削や封じ込め、舗装などの様々な方法がある中で、今回は舗装という方法で封じ込めた上で、その後に高台公園にするため、盛土をするという形になりますので、その盛土による封じ込めも含め二重の対策となるよう考えております。

【会 長】

ちなみに盛土は何mの計画ですか。

【事務局（三浦課長）】

平均1.5m以上で、法令上は大体50cmといわれています。

先ほどの質問の経年変化についてですが、基本的には汚染土壌が動くことはありませんので、そのままの経年変化という形についても十分対応できます。また、高台公園にするということになりますので、盛土については通常の公園管理の中で、対応できると考えております。モニタリング調査につきましても、実施の有無について今後検討をしていこうと考えております。

【委 員】

舗装とはアスファルトで舗装するということですか。

【事務局（三浦課長）】

今のところはアスファルトの舗装というのを考えております。

【委 員】

アスファルトは、ひびが入ったりなどする中で、土壌が動くことはないとしても、そのひびから、汚染物質が出たりはしないのですか。

【事務局（三浦課長）】

基本的に汚染物質というのは重力に従って上から下へ落ちていくものですので、下から上に上がるということは、原則ないと考えていただければ結構です。

【委 員】

それは確実なのでしょうか。

【事務局（三浦課長）】

確実です。

【会 長】

なぜ盛土の高さを確認したかという、まずアスファルトでしっかりと押さえ込むということです。さらにその上に1.5mの盛土をしますので、そこですと、そこで遊んでらっしゃる子供さんたちには汚染物質は触れないだろうという判断だと思います。モニタリングでしっかりと、出てきているかどうかというチェックを定例的にやっていただきますので、そこでも二重、三重のチェックがかかっていくということでございます。

【委 員】

議案第99号に関して、ごみ焼却場を廃止する件で、この敷地内に緑化機能と公園機能が付随してあるという認識ですが、植栽の部分がいつ頃のタイミングでなくなると考えたらよろしいでしょうか。

【事務局（三浦課長）】

既存の植樹されている部分につきましては、解体工事の際に不要となった段階で撤去を考えています。

【委員】

基本的に解体工事の際ということで、実際に解体工事が始まるのがもう少し後なのかなと。基本的には緑化地帯であって、特に摂津まつりのときは、結構通られる方もおられますので、緑に馴染みのある場所として少しでも使えるところは使っていただいてギリギリまで残していただければと思います。

【事務局（西川理事）】

今後、環境センターの建物の解体を実施していきますが、過去には、地域の方々から、環境センターが迷惑施設だということで、周辺を緑化してほしいという要望をうけ、現在の緩衝緑地を作りました。環境センターの解体にあたりまして、この緩衝緑地があることで住宅地域の方と一定距離が確保できているところがございますので、極力緑化を残しながら解体を安全に進めた後に、緑地、樹木については今後どういう公園にするのか議論した上で、極力残していきたいと思っております。

【会長】

伐採するとそれがゴミになってしまいますので、それを資源の有効活用という意味でも、環境の部署でございまして、できるだけしっかり残せるものは残していただくという方がいいのかなというように私も思います。他いかがでしょうか。

【委員】

鶴野地域における公共施設再編についてというところで、給食センターの建設が鶴野第2公園の跡地にも行われるというところが大きいのかなと思いますけれども、そもそも給食センター用地は他になかったのか、その点お聞かせいただきたいと思います。

【事務局（小西課長）】

給食センターの建設につきましては、他市との共同設置でございますとか、後は小学校の統合によって生まれる土地でありますとか、様々な検討をさせていただきました。給食センター設置の条件は、市内の全中学校への一時間以内の配送可能な位置であること、給食センターが設置、建設可能な用途地域であること、3500食という食数に対応できる施設が建設可能な面積であること、あとは道路に面しており周辺道路の渋滞などの影響が少ない場所であります。

これらを勘案しましたところ鶴野第2公園というところに合致したということになります。

以上でございます。

【委員】

そしたらここが摂津市内において唯一無二の場所という認識でよろしいですかね。

後一点ありまして、それと併せて高台公園は、環境センターを廃止して高台公園を作ることですけども、この高台公園は広さ的に見ると、明和池公園よりも広いという認識があるのですが、明和池公園はフェス

もやっていて非常に賑やかな公園になっているかと思います。そういった魅力ある公園にしていくのか、その点お聞きしたいなと思います。

【事務局(杉山課長)】

明和池公園が様々なイベントなどで使用されているというところでございますが、当然新しくできますこの公園につきましても、そういった利用をしていただければいいというように考えております。特段制限を設けるといったようなことは一切考えておりません。

【委員】

環境センターは迷惑施設だということで、それを廃止するということについては、地域にとっては望ましいことだと思います。併せて高台公園。本当に魅力ある公園にしていだきたいなと思いますのでよろしくお願いします。以上です。

【会長】

ちなみに明和池公園の話が出ましたけれども、私も設計デザインに関わっていましたが、あれをデザインする前に千里丘公民館で何度かワークショップをさせていただいたと思いますので、今回も近隣公園、一定の規模の公園になりますので、そういう意味では、意見聴取というのがありましたけれども、できるだけ積極的にいろんなご意見を賜って、意見を賜るだけではなくて、自分たちが調整して一定の方向性が見いだせるという意味では、ワークショップ形式の方が私はいいいのではないかなというふうに期待しておりますので、またその辺りもご検討いただければというように思います。

その中で、今までのキャンプ場機能を入れてほしいという意見が出てくるかもしれませんし、他の方々もまた別の機能を要求するかもしれませんし、それは住民同士でまた調整を図るという意味でもワークショップをご検討いただければな、というように思っております。

他いかがでしょうか。

【委員】

冒頭説明されて、給食センター用地としては第2公園を選定されたと、昨年3月に環境センター廃止に伴って、その中で、現案が出てきたということで、その中で行政側としての努力について敬意を表したいと思いますが、市民の方々から案に対する意見が出たり、公述したりということは中々ないものだ認識しております。しかし今回あったということで、市民からの関心やご意見ありますけれども、行政側として様々な対応を実施されてきたかと思いますが、この事は市民との納得と合意で進めていく度合いをいかに高めていくか、ということが大事になると考えております。ついては、住民合意という点でどの程度頑張ったかということをお聞かせいただきたいと思います。

【事務局（西川理事）】

これまで鶴野の再編ということで説明会を開催させていただきました。特に、今回の都市計画案で意見が出されております住民の方々と直接お会いしてお話する機会を設けさせていただきました。

その後の環境センターの解体、給食センターの建設においても、反対されている方々とも、対話しながら、工事をしていくことになると思いますので、しっかりと、説明しながら工事を進めてまいりたいというように思っております。

【委員】

冒頭言いましたけどもいろいろご苦労があったと思っています。その中で結果として、100%じゃないけども70%80%ぐらいの一定の合意に近づけた状態で物事を進めていったと言えるのです。結果として、合わせて喜んでいただけるという内容に全部仕上げていただきたいということで、先ほど会長がおっしゃったように、ワークショップを含めてですね、最後の段階で住民合意の点について詰めていただきながら進めていただきたいということを申し上げております。

【会長】

はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。

【委員】

平和公園に機能の一部を移すということですけど、平時の何もない時であれば、かまどがあって楽しい、いい環境でできると思いますが、実際に何かあったときにそれを使わなければならない状況や明和池公園にもかまどがありますが、そういうときに使えるように、と思うと平和公園は本当にみんなの楽しみのための場所ではあるけど、有事の際には合わないのかなって感じてしまいました。高台公園の盛土というところで不安もあるが、そこはプロの方がしっかり考えているので、私の心配は及ばないのかもしれませんが、盛土の公園ができることで、ここは浸水するかもしれないと不安に思っている人にとって、とても安心できる場所だと思います。また高台公園の建設にあたって、子供たちも一緒に巻き込んで話してもらえたらと思います。この地域だったら三宅柳田小学校の子供たちと一緒に話してもらえたら。

ごみ焼却場の迷惑施設という言葉が重くのしかかってきたのですが、確かに近隣の人にとっては、不安を感じるかもしれないし、それが何で迷惑施設って呼ばれるのかとか、そんなことも含めて、子供も大人も一緒に考えて、他市でお世話になっているということも、今後どのようにしたら、少しでも迷惑ということがなくなるのか、というようなことも考えながら、子供たちと一緒にどのような公園にしていくのか考えてもらえたらなというふうに思います。

【事務局（杉山課長）】

先ほどから色々な住民の意見を聞いてほしいといったご意見いただいておりますけれども、先ほど会長のお示しされましたワークショップですね、こちらを開催して新しい公園の機能については決定していきたいと考えております。場所が川に囲まれている地域になりますので、当然法律に基づく制限とかそういった条件はありますけれども、その条件をお示しさせていただいた上で、あとの機能につきましては基本的に皆さんの議論の中で決めていけたらいいなというように考えております。

また防災機能のお話が少し出ましたが、一時避難場所ということで調整はしていますので、一時避難場所になるような広場部分というのは一定確保が必要かなと思いますけども、それ以外の機能につきましても、住民の方々のご意見もあるかと思しますので、そういったものをお聞きしながら、住民同士で議論いただきながら、決めていければいいのかなというふうに思っています。

【会 長】

はい、ありがとうございます。

委員の話はもうちょっと突っ込んだ話かなと私は承ったのですが、ここにごみ焼却場があったということ、何のためにここにあったのかということ、それがどのような経緯で茨木市と一緒にになったのか、そしてその後公園になる、ということでワークショップに入っていただくと様々な学びがそこから生まれるのではないかと、いうご指摘かと思しますので、公園のデザインだけではなく、少し広めに色々語り合う機会を作っていただければということかと私は受けとめましたので、色々ご検討いただければというように思います。

他いかがでしょう。

【委 員】

防災機能を備えた、広い公園ができるというのはありがたいことですが、焼却場がなくなるというのは、やはり地域にとっては、大変な施設がなくなるということです。我々企業としてもごみ等をよく出しますから、市民の皆さんよりも多いかもわかりません。

今回、茨木市と両市合意のもとでごみ焼却を全部やっていただくということで、ありがたいことですが、この両市合意のもと、というのは私ども全然どういう合意かわからないですが、これは我々市民や企業にとって、茨木市がごみを処理してくれる、永久的とか半永久的とかそういう問題はないでしょうけども、何十年先までこのごみの処理は茨木市がやってくれるのだろうか、ちょっと疑問や心配もあります。茨木市は広い為、これから住宅地も伸びますでしょうし、企業も増えてくると思っております。その中で茨木市の処理場にも受け入れの限界があるでしょうし、いっぱいになってきた場合に、摂津市のごみは摂津市で何とかしてくれと言われることなく、茨木市で、処理場を大きくするなどして、茨木市が責任持ってやっていただける、こういう合意ができていくのでしょうか。質問ではなく確認ということになりますが、こちら側は何も心配しなくていいということで問題ないのでしょうか。

【事務局（三浦課長）】

茨木市との広域化の話になってくると思いますが、単に委託をするというだけではなく、当然市と市との合意であり、議会承認を得た上での委託ですので、簡単に摂津市のごみは処理しないと言われる様なことはありません。

摂津市と茨木市との間で、きちんにごみの処理に対して、それぞれ責任を持った形での合意となりますので、その辺はご安心いただければと思います。

【委 員】

はい、ありがとうございます。

【会 長】

ちなみに清掃組合を共同で運用するという事ではなく、茨木市に委託をするという形になるのですね。

【事務局（三浦課長）】

はい。事務委託という形です。

【会 長】

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今後の運用にかかるお話を様々ないただきましたが、この案件についての反対意見というのが、少なかったかというふうに思いますので、一つ一つ採決を取らせていただきたいと思います。

まず、議案番号99大阪都市計画ごみ焼却場の変更につきまして同意することに異議ございませんでしょうか。

【委 員】

異議なし。

【会 長】

はい、ありがとうございます。

それでは本案件同意をいたします。

続きまして、議案番号100北部大阪都市計画公園の変更につきまして、同意することにご異議ございませんか。

【委 員】

異議なし。

【会 長】

はい。ありがとうございます。

それでは本案件に関しましても同意することとさせていただきます。

それでは市長に答申をいたしますので、しばらくお時間をいただきたいと思いますということで、暫時休憩とさせていただきます。

【暫時休憩・市長入室】

【会 長】

それでは再開をさせていただきまして、市長に対しまして答申をさせていただきます。2枚でございます。

【答申書朗読】

【市 長】

今日は本当に長時間にわたりまして、本当にご苦勞いただきましてありがとうございました。

今久会長から答申を確かに拝受いたしました。

これからも、将来を見据える中でしっかりと都市計画行政遂行してまいりますので、引き続き皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

【司 会（藤井課長）】

ありがとうございました。市長はここで退席されます。

【会 長】

どうもありがとうございました。それでは無事答申の方を終了させていただきました。今日は様々なご意見賜りました。特に公園作りの件に関しましては、皆さんの意見を聞きながら魅力的な公園作りに頑張っていただけばというふうに思っております。

それでは本日の都市計画審議会これで終了させていただきます。

どうもありがとうございました